

衆議院法務委員会ニュース

平成 20.5.27 第 169 回国会第 13 号

5月27日、第13回の委員会が開かれました。

1 少年法の一部を改正する法律案（内閣提出第 68 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・鳩山法務大臣、池坊文部科学副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

早川 忠孝君（自民）

- ・甲府地方裁判所都留支部長だった判事がストーカー規制法違反の容疑で逮捕されたことを受けて、司法の信頼を取り戻すために最高裁判所当局はどのようなことを行うのか。また、再発防止策としてどのようなことを行うのか。
- ・共謀罪の創設等を内容とするいわゆる条約刑法については、共謀罪の部分とサイバー犯罪の部分とを切り離して後者の部分については早期に成立を図るべきだと思うが、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・社会の隅々まで法の支配を及ぼすために企業や公務員分野に司法試験合格者が就く流れを作ることが望ましいと考えるが、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・本法律案により被害者等による少年審判の傍聴を認めたことの最大のポイントは何か法務大臣に伺いたい。

近江屋 信広君（自民）

- ・傍聴の対象事件を殺人事件等一定の重大事件に限定した理由及び「被害者の生命に重大な危険を生じさせたとき」の要件が不明確であるとする意見があったのに、このような要件を付した理由を伺いたい。
- ・傍聴の許否の判断に当たり、裁判所はどのような方法でその判断の材料を収集するのか。また、審判は事件から間もない時期に行われるため、加害者である少年の言動による被害者等への二次被害のおそれが指摘されているが、法務当局の見解を伺いたい。

大口 善徳君（公明）

- ・傍聴の許否に当たり判断する相当性の考慮事情である「少年の年齢」については、少年が犯罪少年であるか触法少年であるかが重要な判断要素になると考えるが、法務大臣の考えを伺いたい。
- ・傍聴の対象事件を、被害者を傷害した場合にあっては「生命に重大な危険を生じさせたとき」に限るとした趣旨に

ついて、法務当局の考えを伺いたい。また、被害者に重篤な後遺障害が生じた場合であっても、生命に重大な危険が生じていなければ、被害者等の傍聴を認めないこととした理由を伺いたい。

- ・本法律案において、傍聴の方法としてモニター傍聴が認められなかった理由及び今後モニター傍聴を導入する可能性について、法務大臣の所見を伺いたい。

細川 律夫君（民主）

- ・被害者等による少年審判の傍聴規定の創設により、少年審判廷の構造を変更する配慮も必要になると考えるが、事務当局の考えを伺いたい。
- ・弁護人が付されていない場合に裁判官が職権で少年に弁護士である付添人をつける必要があるのではないかと。また、裁判所は傍聴の許否を判断するに当たって少年の付添人の意見を聴取すべきであると考えているが、法務当局の考えを伺いたい。
- ・法律記録の中でも少年の身上及び経歴などプライバシーに関する記録は、閲覧・謄写の対象から除外すべきであると考えているが、法務当局の考えを伺いたい。
- ・被害者等による少年審判の傍聴規定の創設により、少年法の理念が後退するのではないかとという意見に対して法務大臣の考えを伺いたい。

中井 治君（民主）

- ・奈良放火殺人事件の少年の供述調書が漏えいした問題ではジャーナリストや出版社の刑事責任は問われていない。また、本法律案では少年審判を傍聴した者に対する守秘義務違反の罰則規定を設けてないが、このことについて法務当局の考えを伺いたい。
- ・少年審判のモニター傍聴は、被害者等が直接審判廷に在廷することが難しい場合等には認めるべきであると思うが、モニター傍聴が認められない理由を法務当局は詳しく説明してほしい。
- ・本法律案については、修正意見を取り入れるなどした上

で、速やかに成立させることを図るべきであると考え
が、法務大臣の見解を伺いたい。

階 猛君（民主）

- ・少年審判の非公開原則の在り方とは別の問題として少年審判の傍聴制度の在り方を議論すべきであると考え
るが、法務大臣の考えを伺いたい。
- ・少年審判の傍聴の申出の手續を簡易にして、被害者側に過度な負担を課すべきでないと考え
るが、最高裁当局の考えを伺いたい。
- ・本法律案には、少年審判の傍聴の許否に当たり判断する相当性の考慮事情に被害者側の事情が書かれていないのは何故か。

保 坂 展 人君（社民）

- ・少年法はこれまで過ちを犯した少年を更生させることに寄与してきたと考えるか、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・触法少年の事件における被害者等の少年審判の傍聴について、裁判所は、許否の判断の際に犯罪少年の場合とは異なる考慮をするべきである
と考え、法務大臣の所見を伺いたい。

滝 実君（無）

- ・本法律案により、被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲が拡大されることとなるが、被害者等は記録の内容を理解するのが難しいのではないか。また、記録はいつ頃閲覧・謄写ができることとなるのか。
- ・少年審判の傍聴により知り得た事実を損害賠償請求訴訟の訴状に記載した場合は守秘義務違反に該当することとなるのか、法務当局の考えを伺いたい。